

求職者等に対するハラスメント防止基本方針

社会福祉法人福岡市社会福祉事業団では、求職活動等を行う全ての方に対して、安心して採用選考等を受けることができる環境を確保するため、以下のとおり「求職者等に対するハラスメント防止基本方針」を策定しました。

これからも、当法人において求職活動等を行う全ての方の安心を第一に、公正で適正な採用活動等を推進してまいります。

社会福祉法人福岡市社会福祉事業団 求職者等に対するハラスメント防止基本方針

(令和8年9月1日策定)

1 目的

社会福祉法人福岡市社会福祉事業団(以下、「当法人」という。)は、採用活動において、すべての求職者等の人格及び尊厳を尊重し、公正かつ安心して採用選考等を受けることができる環境づくりに努めています。

一方で、採用活動における性的な言動、威圧的な言動その他求職者等の人格や尊厳を侵害する不適切な行為(以下「求職者等に対するハラスメント」という。)は、求職者等の就職活動の環境を害するとともに、採用活動に対する信頼を損ない、法人の社会的信用にも重大な影響を及ぼす可能性があります。

本方針は、当法人の基本理念に基づき、求職者等に対するハラスメントを防止し、安心して採用選考等を受けることができる環境を確保するとともに、公正で適正な採用活動を推進することを目的としています。

2 定義

求職者等に対するハラスメントとは、採用活動等において、採用活動に関与する職員による言動により、求職者等に精神的若しくは身体的苦痛を与え、人格若しくは尊厳を侵害し、又は就職活動を行う上での環境を害する行為をいいます。これには、性的な言動によるセクシュアルハラスメントのほか、威圧的な言動、人格を否定する言動、妊娠・出産等に関する不適切な言動その他これらに類する行為を含みます。

本方針における「求職者等」とは、正規職員、特定業務任用職員、臨時的任用職員等の採用選考を受ける者のほか、就職説明会、職場見学、インターンシップ、実習その他採用活動に関わるすべての者を含みます。

3 対象となる行為

以下の行為は例示であり、これらに限られるものではありません。

(1)性的な言動

- ・ 性的な冗談、からかい又は発言
- ・ 性的な経験や恋愛、結婚、出産等に関する不必要な質問
- ・ 性的な画像や動画等を見せる行為
- ・ 容姿や身体に関する性的な発言

(2)性的な要求

- ・ 食事や交際、私的な面会等への執拗な誘い
- ・ 採用や評価と引き換えに交際等を求める行為
- ・ 私的な連絡先や SNS アカウントの交換を強要する行為

(3)身体的接触

- ・ 必要のない身体接触
- ・ 性的な意図をもった接近や接触

(4)威圧的・人格を否定する言動

- ・ 威圧的な態度、怒号又は高圧的な言動
- ・ 人格を否定し、又は尊厳を傷つける発言
- ・ 長時間にわたり執拗に叱責し、又は精神的苦痛を与える行為
- ・ 面接等において、必要以上に威圧感や心理的圧迫を与える言動

(5)妊娠・出産等に関する不適切な言動

- ・ 妊娠、出産、育児休業等の取得予定その他家庭事情について、採用選考に必要な質問を行うこと
- ・ 妊娠、出産、育児等を理由として、不利益な取扱いを示唆し、又は採用に影響するかのような発言を行うこと

(6)その他の不適切な行為

- ・ 性的指向、性自認、年齢、障がい、国籍等に関する差別的な言動
- ・ その他、求職者等の人格若しくは尊厳を侵害し、又は就職活動の環境を害する言動

4 法人の基本姿勢

1. 求職者等の人格及び尊厳を尊重します。
2. 採用活動は、公正かつ公平に実施します。
3. 求職者等に対するハラスメントには組織として対応します。
4. 相談者及び関係者のプライバシーを保護し、相談又は事実確認への協力を理由とする不利益な取扱いは行いません。
5. 事実が確認された場合は、就業規則等に基づき厳正に対処します。

5 法人の対応

(1)相談体制の整備

- ・ 相談窓口(法人事務局及び各所属長)を設置し、相談内容に応じて適切に対応します。
- ・ 求職者等からの相談についても適切に受け付けます。
- ・ 相談者及び関係者のプライバシーを保護するための措置を講じます。
- ・ 相談したこと又は事実確認に協力したことを理由とする不利益な取扱いを禁止します。

(2)迅速かつ適切な対応

- ・ 相談があった場合は、迅速かつ正確に事実関係を確認します。
- ・ 必要に応じて関係者への聞き取りを実施します。
- ・ 事実が確認された場合は、被害者への配慮を最優先とし、必要な措置を講じます。
- ・ 必要に応じて採用活動の実施体制を見直すなど、適切な対応を行います。
- ・ 必要に応じて顧問弁護士その他の関係機関又は外部専門家と連携し、適切に対応します。

(3)再発防止

- ・ 事案の内容を踏まえ、必要な改善措置を講じます。
- ・ 採用活動の運用方法、面接体制その他必要な見直しを行います。

6 周知・啓発

職員に対し、主に以下の事項について必要な周知・啓発を行います。

- ・ 求職者等に対するハラスメントに関する知識
- ・ 採用活動における留意事項
- ・ 相談を受けた際の対応方法
- ・ 関係法令及び法人の基本方針

本方針は、法人ホームページ等により公表するとともに、職員へ周知し、求職者等が安心して採用活動に参加できる環境づくりに努めます。

上記方針に基づき、皆さまの安心を第一に、公正で適正な採用活動等を推進してまいります
が、万が一ハラスメントと感ずることや不安に思ふこと等がございましたら、ご遠慮なく法人本部(092-731-3711)までご連絡ください。